

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を 令和4年1月17日(月)から受付開始

四街道市では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和4年1月17日(月)から受付・相談を開始するとともに、コールセンターを設置します。

1月25日(火)に第1回目の臨時特別給付金を支給します。

また、平日に申請・相談ができない方を対象とした臨時受付・相談を2月5日(土)・6日(日)に行います。

■給付額:1世帯当たり10万円

■対象者:①住民税均等割非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)時点で世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯

上記①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情と認められる世帯

(注釈)①②の重複受給は不可

■手続き:上記①の方は、原則として、1月17日(月)に市から対象者に送付される確認書に記入の上、市に返送いただきます

上記②の方は、申請書に記入の上、必要書類を添えて申請いただきます

■スケジュール

○令和4年1月17日(月)から受付開始

・住民税均等割非課税世帯(上記①の対象者)へ確認書を発送開始

・臨時特別給付金コールセンター設置(☎043-388-8403)

(平日8時30分から17時15分)

・市役所(新館1階会議室)に家計急変世帯受付・相談窓口を設置

○令和4年1月25日(火)

・1回目支給開始

○令和4年2月5日(土)・6日(日)8時30分から17時15分

・家計急変世帯等に対する休日臨時受付・相談窓口を設置

お問い合わせ先

福祉サービス部社会福祉課

担当:渡辺

☎ 043-388-8403